

# 契約者貸付申込書(法人用)



平成6年4月1日以降、初めて契約者貸付をご利用の場合のみご提出ください

エヌエヌ生命保険株式会社 御中

貴社の保険約款・契約者貸付条項にしたがって、下記契約の契約者貸付を申し込みます。

社用欄

記入日

請求書を記入される日付  
(未来日付は不可)

年 月 日

オレンジ枠内をご記入  
または押印ください。



保険証券番号

第 号

契約者  
<申込者>  
(ゴム印可)

法人名および代表者職位・氏名

申込印

登記印

日中連絡先 ( ) - (担当者名/部署名 )  
ご記入いただいた電話番号に当社から照会・確認のお電話をさせていただく場合があります。

※別添の<貸付条項>を必ずご確認ください。

※平成6年(1994年)4月1日以降、初めて契約者貸付の請求をされる場合は、必ず「契約者貸付請求書、および保険証券もしくは本人確認書類」とともに本申込書をご提出ください。  
(ご提出がない場合はお手続きのお取り扱いができません。ただし、2回目以降のお手続きの際は、本申込書は不要です。)

※本申込書のご提出にあたり、印紙税(200円)を納付していただく必要がありますが、貸付金より同額を差し引き、当社が代行納付いたします。  
もし、貸付金の満額着金をご希望される場合は、以下の点線枠内に「収入印紙:200円」を貼り付け、申込印と同一印にて割印を押印ください。

印紙税(200円)は貸付金より  
差し引いて当社が納付します。

※お客さまご自身で本請求書類をプリントアウトされる場合、「契約者貸付請求書」と本申込書を  
両面コピーしないでください。

	拠点受付	本社完備	申込書
保険会社使用欄			<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

# 契約者貸付請求書(法人用)

保険証券または本人確認書類を必ずご提出ください

エヌエヌ生命保険株式会社 御中

社用欄

貴社の保険約款・契約者貸付条項にしたがって、下記契約の契約者貸付を請求します。  
確認書を同時提出する場合は、請求書に記載の証券番号に加え、確認書記載の証券番号の契約についても同様に手続することに同意します。

記入日

請求書を記入される日付  
(未来日付は不可) 年 月 日

保険証券番号

第 号

オレンジ枠内をご記入  
または押印ください。



契約者

〈請求者〉

(ゴム印可)

契約者貸付する場合の注意事項について、別紙「重要事項のご説明」の内容を確認し、  
了知しました。

法人名および代表者職位・氏名

日中連絡先 ( )  
(担当者名/部署名 )

ご記入いただいた電話番号に当社から照会・確認のお電話をさせていただく場合があります。

請求・確認・同意印

登記印

請求金額

いずれかをご指定ください(確認書添付時のみ下記指定は不要)

最高限度額

右記金額を指定

百万 千 円  
0 0 0 0

⚠️ ご注意

ご記入いただいた指定金額が貸付可能な最高限度額  
を超える場合は、自動的に最高限度額での貸付となり  
ます。  
左欄の両方へ記入があり、かつ指定金額が最高限度額  
より少額である場合は、自動的に指定金額での貸付と  
なりません。

送金口座

ご契約者である法人様名義の口座をご指定ください

金融機関名

銀行 信組  
信金 農協

支店名

フリガナ

支店

出張所

預金種目

普通(総合)

当座

貯蓄

口座番号(右詰めでご記入ください▼)

口座名義人

※カタカナでご記入ください。

※預金種目に○がない場合は「普通(総合)」とみなします。

※**ゆうちょ銀行**への送金をご希望の場合は、支店名欄に振込用の店名(3桁の漢数字)をご記入ください。

※口座のご指定がない場合は、保険料振替口座へ送金いたします。

新住所

住所変更時のみ

フリガナ

〒

都道  
府県

市区  
郡

TEL.

( )

拠点受付時チェック欄

本人確認チェック欄

拠点受付

本社完備

入力

PAYBACK承認

- 印鑑  
 有効中契約である  
 口座名義が契約者本人名義である  
 試算システムにて試算が可能である

- 契約日:平成2年10月31日以前  
 保険種類:EN、EF、JA、VE、VA

# 必要書類

## 必要書類

書類名	ご説明			
平成6年4月1日以降初めて契約者貸付を請求される場合	一保険証券につき、申込書一枚が必要となります。その場合、対象の保険証券番号を記載のうえ必要枚数を必ずご提出ください。 (但し、契約当時は一括保険証券扱いで、その後契約内容の変更等により個別証券扱いへ変更された場合は、保険証券番号毎に申込書が必要となります。)			
▶ 契約者貸付申込書				
▶ 契約者貸付請求書	記入方法をご参照のうえ、必要事項を <b>ご契約者様ご自身で</b> ご記入・押印ください。			
▶ 保険証券(※) または法人の本人確認書類	保険証券を紛失された場合、もしくはご提出されない場合、ご契約者様に関する右記本人確認書類の <b>いずれか</b> をご提出ください。 <table><tr><td>法人の本人確認書類</td></tr><tr><td>法人の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可</td></tr><tr><td>履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可</td></tr></table>	法人の本人確認書類	法人の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可	履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可
法人の本人確認書類				
法人の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可				
履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可				
請求書1通で複数件の手続きを請求する場合				
▶ 確認書	確認書に記載した証券番号のうち1枚目のNo.1に記載した証券番号を請求書の証券番号欄にご記入ください。			

※一括証券に関しては、原本ご提出のかわりにコピーでもお取扱いをいたします。なお、コピーをご提出いただく際には保険証券の保険証券番号記載面の**全面をコピー**のうえ、ご提出ください。あわせて、保険証券番号・保険契約者名・保険証券の(再)発行日が特定できることをご確認ください。

## 重要事項のご説明

下記重要事項をご一読いただき、内容を確認のうえご了承ください。(本頁はお手元に保管ください。)

契約者貸付の元利合計額(保険料自動振替貸付の元利金残額がある場合、これらを合算した金額)が解約返戻金額を上回った場合、当該保険契約は普通保険約款の規定にもとづき失効します。

## 貸付利率および貸付金の返済について

### 貸付利率について

貸付利率は、該当契約の契約日によって適用される利率が異なりますのでご注意ください。(令和4年(2022年)4月1日より下記利率に改定)

貸付利率一覧	契約者貸付を請求するご契約の契約日(契約日は保険証券にてご確認ください。)	貸付利率
	平成7年(1995年)4月1日 以前のご契約	年 6.25% 複利
	平成7年(1995年)4月2日 から 平成8年(1996年)4月1日 までのご契約	年 5.00% 複利
	平成8年(1996年)4月2日 から 平成11年(1999年)4月1日 までのご契約	年 3.10% 複利
	平成11年(1999年)4月2日 から 平成22年(2010年)3月1日 までのご契約 (但し、保険種類が終身ガン保険(10)であるご契約を除く) および 平成11年(1999年)4月2日以降の変額保険のご契約	年 2.50% 複利
	平成22年(2010年)3月2日以降のご契約(変額保険を除く) および平成22年(2010年)2月15日以降の終身ガン保険(10)のご契約	年 1.85% 複利

なお、貸付金に対する利息は、適用される貸付利率により日割計算され、年単位の貸付日の応当日毎に元金に繰り入れられます。

### 貸付金の返済について

貸付金の返済については、全額一括返済でも一部返済でもどちらでも可能です。但し、一部返済の場合は返済日時点における利息額以上の金額をご返済いただく必要があり、返済金は利息の返済から充当します。

なお、同一契約において、保険料自動振替貸付と契約者貸付の両方の元利金残高がある場合は、以下の順にて返済金を充当します。

- ① 保険料自動振替貸付利息
- ② 保険料自動振替貸付元金
- ③ 契約者貸付利息
- ④ 契約者貸付元金

## 個人情報等の取扱いについて

当社は個人情報保護に対する取組み姿勢として、「個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)」を策定しております。お手続の前に、当社ホームページにてご確認ください(右記の二次元コードからもアクセスできます)。

URL: <https://www.nnlife.co.jp/company/policies/cldata>

当社ホームページにて確認ができない場合は、説明資料を送付します。当社サービスセンターまでお問合せください。

エヌエヌ生命サービスセンター: 0120-521-513 [受付時間] 9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)





お手続きには・・・

# 本人確認書類のご提出が必要です。

## STEP 1

該当契約の保険証券をお持ちですか？

※被保険者名簿でのお手続きはできません。



YES

## STEP 2

NO

本人確認書類として、どちらかの書類をご準備ください。

### ● 法人の印鑑証明書 (発行後6か月以内)

貴社でご登録されている印鑑の印鑑証明書をご提出ください。

コピー可



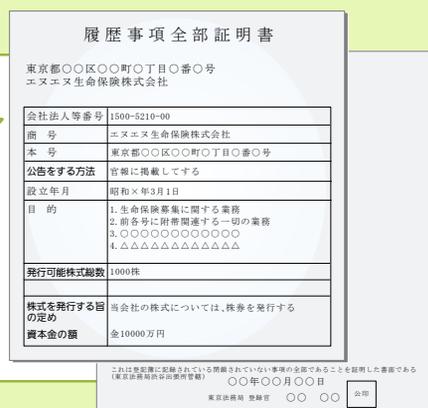
または

### ● 履歴事項全部証明書 (発行後6か月以内)

一部分のみではなく全ページをご提出ください。

※登記情報サービスは本人確認書類としてのご利用はできません。

コピー可



今回ご提出いただく書類は・・・

### 保険証券 と 請求書

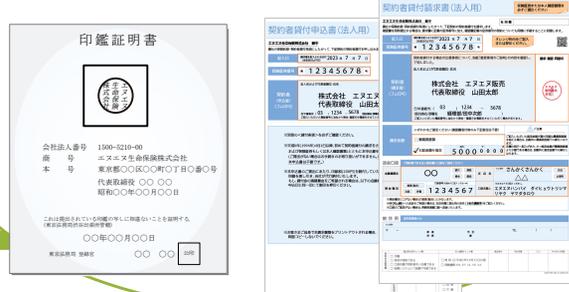
初回貸付時は、申込書もご提出ください。



今回ご提出いただく書類は・・・

### 本人確認書類 と 請求書 (コピー可)

初回貸付時は、申込書もご提出ください。



(お客様用) お手元に保管ください。

## 一 貸付条項 一

1. 貸付金の利息は、当社の定める利率で計算し、ご返済のない場合は貸付の日から1年毎に元金に繰り入れます。但し、追加で貸付を受ける場合は、追加貸付日に元金繰り入れを行い、この日を新たな貸付日とし、既貸付元利金との合算額を新たな貸付金とします。
2. 前項の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しの時は4月1日から、7月の見直しの時は10月1日から、既契約および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。
3. 貸付金は、いつでも全額または一部返済することができます。なお、期間の途中でご返済の場合には、利息を日割計算します。
4. 貸付金の元利合計額(保険料の振替貸付金がある場合は、その元利合計額を加えたもの)が保険契約の解約返戻金額を超えた場合は、普通保険約款の規定にもとづき、該当の保険契約は効力を失います。
5. 保険契約の消滅事由(無効、解約、または死亡・高度障害・満期保険金支払等の事由)が発生した場合、またはご契約内容の変更(保険金の減額、保険料払込期間の変更、保険期間の変更等)を行った場合には、保険契約者もしくは保険金等を受け取るべき者に対して支払う金額から貸付元利金を差し引いて精算します。
6. 保険契約者について、特別清算開始の命令、破産手続・民事再生手続・会社更生手続開始の決定がなされた場合、その他当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認められる場合は、その事由が発生した日に貸付金の返済期日が到来し、かつ保険契約は効力を失うものとします。その場合、貸付元利金は当社が支払うべき金額と相殺して精算します。
7. 平成11年4月2日の約款改訂に伴い、定期保険およびガン保険の約款に契約者貸付に関する規定が追加されました。なお、この規定は平成11年4月1日以前に締結された契約にも適用されます。契約日が平成11年4月1日以前のご契約については、お手元の普通保険約款に加え、下記の規定をご確認ください。

### 【平成11年4月2日改訂の定期保険普通約款より抜粋】

#### 第17条 (保険契約者に対する貸付)

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、会社の承諾を得て、解約返戻金額(本条の規定による貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額)の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
2. 本条の規定によって貸付を受けるときは、保険契約者は、別表3に定める必要書類を会社に提出することを要します。
3. 本条の規定による貸付金の利息は、会社の定めた利率で計算します。
4. 保険契約者は、本条の規定による貸付金がある場合には、会社の定めるところにより、いつでも貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。
  - (1) 保険金が支払われるとき
  - (2) 保険金額が減額されたとき
  - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
  - (4) 第1号以外の事由によって保険契約が消滅したとき
5. 本条の規定による貸付元利金解約返戻金額をこえた場合には、保険契約者は、会社の定める金額を払込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
6. 会社の指定した期日までに前項の払込みがなかった場合には、保険契約は効力を失います。

### 【平成11年4月2日改訂のガン保険普通約款より抜粋】

#### 第20条 (保険契約者に対する貸付)

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、会社の承諾を得て、解約返戻金額(本条の規定による貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額)の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
2. 本条の規定によって貸付を受けるときは、保険契約者は、別表6に定める必要書類を会社に提出することを要します。
3. 本条の規定による貸付金の利息は、会社の定めた利率で計算します。
4. 保険契約者は、本条の規定による貸付金がある場合には、会社の定めるところにより、いつでも貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。
  - (1) 保険金または診断給付金が支払われるとき
  - (2) ガン入院給付金日額が減額されたとき
  - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
  - (4) 第1号以外の事由によって保険契約が消滅したとき
5. 本条の規定による貸付元利金解約返戻金額をこえた場合には、保険契約者は、会社の定める金額を払込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
6. 会社の指定した期日までに前項の払込みがなかった場合には、保険契約は効力を失います。

※上記別表3および別表6に定める書類とは、(1)当社所定の請求書、(2)保険契約者の印鑑証明書、(3)最終の保険料領収証、(4)保険証券を指します。会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

# 法人のご契約者さまへ ～ご提出書類のご案内～

当社においては、マネー・ローンダリング対応策の一環として、お手続きをされる保険種類が下記の保険種類に該当する場合は「お取引時確認に関するお願い」および下記必要書類のご提出をお願いしております。ご不明な点がある場合は、当社サービスセンターまでご連絡ください。

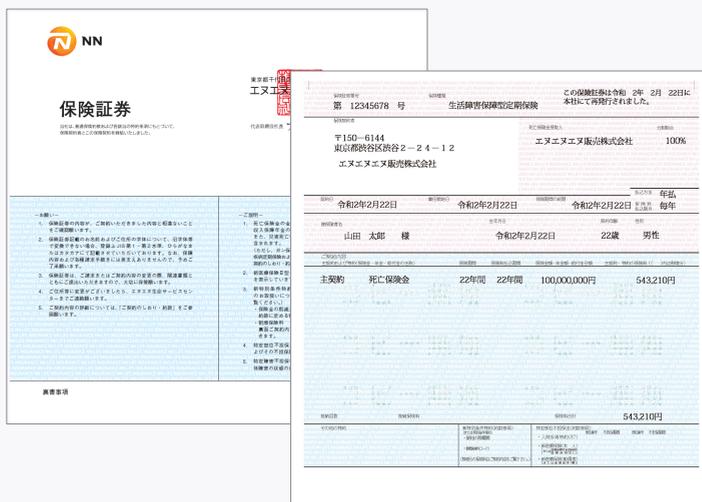
## 【対象保険種類】

一時払変額年金保険・一時払変額終身保険・低解約返戻金型一時払終身入院保険・低解約返戻金型一時払終身入院保険(死亡保険金通増型)・養老保険・生存年金付定期保険・終身年金付夫婦保険・変額保険(有期型)・変額年金保険

## ご提出いただく書類

お取引時確認に関するお願い ▶ ご記入・押印ください。

### 保険証券



### 保険証券 または 契約者法人様の本人確認書類

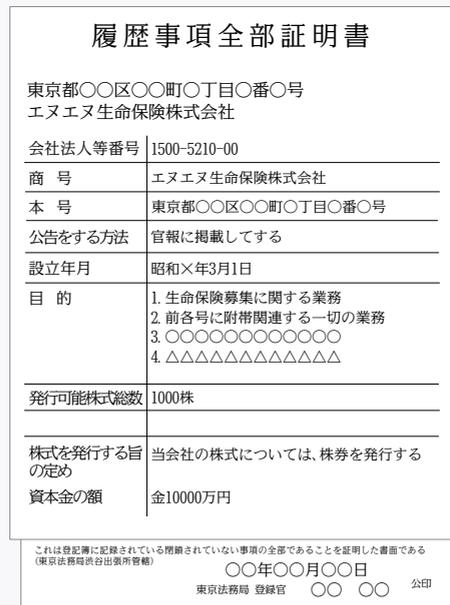
右記 ① または ② をご提出ください。

発行後6ヶ月以内の原本またはコピーをご提出ください。

### ① 法人の印鑑証明書



### ② 履歴事項全部証明書



そのほかのお手続きに必要な書類は各種請求書「必要書類」ページをご確認ください。  
なお、ご提出いただいた書類等により、追加で書類の提出をお願いすることがあります。予めご了承くださいませようお願いいたします。

# お取引|時確認に関するお願い

平素は弊社に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(実特法)」およびマネー・ローンダリング等対応に関する当社規定に基づき、お手続きの際には契約者様より以下の質問事項に対する回答をお願いしております。つきましては、大変お手数ではございますが、趣旨をご理解頂きましたうえで、以下の質問事項にご回答および書類のご提出をお願い申し上げます。なお、誠に恐縮ではございますが、ご回答および書類提出にご協力いただけない場合はお手続きを承りかねますので、ご協力の程お願い申し上げます。

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

## 1. ご契約者様について

① 請求者名 (法人の名称)	同同意印と同一印 	② 事業内容	具体的にご記入ください。
③ 住所 (本店または主たる事務所所在地)	請求書と同一の場合、省略可能	④ 居住地図	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 日本以外
(④が日本以外の場合) ⑤ 居住地図および 外国納税者番号	※発行国の法令により、納税者番号の金融機関等への提供が禁止されている場合は、その旨を記載してください。	⑥ 上記③の住所と④の居住 地図が異なる場合は、その 理由をご記入ください。	

## 2. 代表者様情報について (複数名いる場合は、全員の情報をご記入ください。3名以上の場合は、別紙にご記入ください。)

フリガナ	昭(平)	〒	—
氏名	男 女	生年月日	年 月 日生 現住所
フリガナ	昭(平)	〒	—
氏名	男 女	生年月日	年 月 日生 現住所

## 3. 取引担当者の本人確認について

フリガナ	〒	—	※権限確認のため当社よりお電話を差し上げる場合がございます。
氏名	男 女	現住所	
生年月日	昭(平)	年 月 日生	役職

## 4. 法人の実質的支配者について 契約者の関係に のうえ、実質的支配者の情報をご記入ください。(複数名いる場合は、全員の情報をご記入ください。)

契約者との関係については、 A 25%超の議決権等(※)を有する者 ※資本多数決法人の場合…議決権  
上記以外の法人の場合…収益/事業に係る財産総額、収益の配当等の分配を受ける権利  
 B 支配的な影響力を有する者  C 法人を代表し、その業務を執行する者  
別紙1にてご確認ください。

貴法人の実質的支配者について下記項目①~⑦をご記入ください。

① フリガナ	② 昭(平)	③ 〒	—
氏名	男 女	生年月日	年 月 日生 現住所
④ 税務上の 居住地図	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 日本以外	(④が日本以外の場合) ⑤ 居住地図および 外国納税者番号	※発行国の法令により、納税者番号の 金融機関等への提供が禁止されている 場合は、その旨を記載してください。
⑥ ③現住所と⑤居住地図 が異なる場合、その理由を ご記入ください。	⑦ 法人番号	貴法人が日本法人でかつ実質的支配者の税務 上の居住地図が日本以外である場合、貴法人の 法人番号通知書の写しをご提出ください。	
① フリガナ	② 昭(平)	③ 〒	—
氏名	男 女	生年月日	年 月 日生 現住所
④ 税務上の 居住地図	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 日本以外	(④が日本以外の場合) ⑤ 居住地図および 外国納税者番号	※発行国の法令により、納税者番号の 金融機関等への提供が禁止されている 場合は、その旨を記載してください。
⑥ ③現住所と⑤居住地図 が異なる場合、その理由を ご記入ください。	⑦ 法人番号	貴法人が日本法人でかつ実質的支配者の税務 上の居住地図が日本以外である場合、貴法人の 法人番号通知書の写しをご提出ください。	
① フリガナ	② 昭(平)	③ 〒	—
氏名	男 女	生年月日	年 月 日生 現住所
④ 税務上の 居住地図	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 日本以外	(④が日本以外の場合) ⑤ 居住地図および 外国納税者番号	※発行国の法令により、納税者番号の 金融機関等への提供が禁止されている 場合は、その旨を記載してください。
⑥ ③現住所と⑤居住地図 が異なる場合、その理由を ご記入ください。	⑦ 法人番号	貴法人が日本法人でかつ実質的支配者の税務 上の居住地図が日本以外である場合、貴法人の 法人番号通知書の写しをご提出ください。	

## 5. 外国PEPsに関する確認

法人の代表者および実質的支配者、またその家族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子)が現在および過去において外国PEPs※に該当しますか。

該当しない  該当する

※外国PEPsとは、外国において特に重要かつ公的な機能を任せられているまたは任せられてきた個人をいいます。  
(例) 国家元首、首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員

【ご注意事項】 \*本届出書をご提出後にお客さまの税務上の居住地図が変更となった場合には、変更となった日から90日以内に本届出書を再度提出いただく必要がございます。  
\*お客さまからご提供いただいた情報について、ご契約者または実質的支配者(一定の法人のみ)の居住地図が日本以外である場合など一定の要件を満たした場合、当社はお客さまのご契約情報を国税庁(所轄税務署長)に報告いたします。  
\*ご提出いただいた法人番号通知書の写しは、本届出書の一部を構成するものとしてお取扱いいたします。

## 法人の実質的支配者の確認チャート

以下のチャートに沿って、契約者法人の実質的支配者をご確認ください。

法人形態をご確認のうえ、質問1へ進んでください。

## 資本多数決法人の場合

- 株式会社 ●有限会社 ●投資法人
- 特定目的会社 等

質問 1 議決権の25%超を直接・間接的(※1)に保有する個人がありますか。

Yes

該当する個人名を  
全て記入(※3)ただし、他に50%超の  
議決権を直接または  
間接的に有している  
個人がいる場合には  
その個人1名のみ記入  
ください。

No

質問 2 25%超の議決権  
保有と同等の支配力  
を有する(※2)個人  
がありますか。

Yes

該当する  
個人名を  
全て記入

No

契約者法人の  
代表者名を  
全て記入

契約者との関係

A

B

C

## 資本多数決法人以外の場合

- 一般社団 ●財団法人 ●特定非営利活動法人
- 学校法人 ●宗教法人 ●合名、合資、合同会社
- 医療法人 ●社会福祉法人 等

質問 1 収益総額の25%超の配当を受ける個人または、  
収益総額25%超の配当を受けるものと同等以上  
の支配力を有する(※2)個人がありますか。

Yes

該当する個人名を  
全て記入(※3)ただし、他に収益総額  
の50%超の配当を  
受ける個人がいる場合  
にはその個人1名のみ  
記入ください。

No

契約者法人の代表者名を  
全て記入

契約者との関係

A

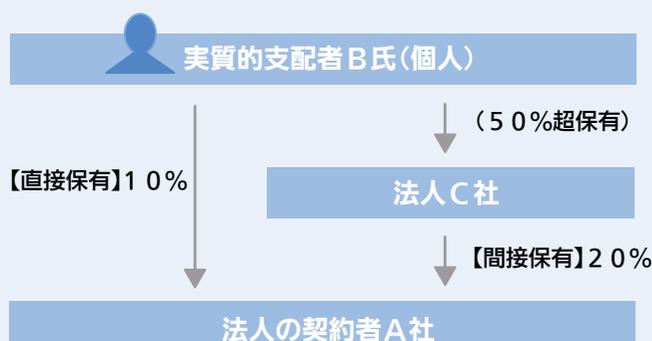
C

※1 間接的に保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有することをいいます。(下記例参照)

※2 出資、融資、その他取引等を通じて契約者法人の事業活動に支配的な影響力を有する状態

※3 事業経営を実質的支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合は除きます。

## ※1 実質的支配者が直接または間接に25%超の議決権を保有する例



B氏は…

- A社の議決権10%を直接保有
- 法人C社を通じて議決権20%を間接保有

合計30%の議決権を直接  
または間接に保有するA社の実質的支配者

※法人C社は、実質的支配者B氏が議決権の50%超を保有する支配法人



料金受取人払郵便

1 0 7 - 8 7 8 0

赤坂局承認

定形郵便物 2 2 7

8357

差出有効期間  
2024年12月  
31日まで

切手を貼らずに  
お出しください。

エヌエヌ生命保険株式会社  
サービスセンター 行  
赤坂郵便局私書箱1110号  
(受取人)



氏名	住所
	〒

差出人

該当するお手続きをチェックしてください。

- ご用立て金ご請求     給付金のご請求  
 名義変更・住所変更     保険料お支払関係書類  
 その他     インターネットサービス関係



### 宛名ラベルのご使用方法

- ①左記宛名ラベルは、請求書とその他同封書類をお送りいただく際に限りご利用になれます。
- ②サイズを変えずに印刷してご利用ください。
- ③点線の切り取り線に合わせて裁断してください。
- ④定型の封筒の左上に合わせて、貼り付けてください。
- ⑤差出人欄に、必ずご住所・ご氏名をご記入ください。

### ご 注 意

- ・印刷する際は、サイズ変更（拡大・縮小）をしないでください。
- ・定型の封筒をご用意ください。
- ・宛名ラベルが剥がれないようにしっかり糊付けしてください。
- ・この宛名ラベルには使用期限がございます。使用期限が過ぎている場合は使用できませんのでご注意ください。
- ・第三者への譲渡等を禁止します。

